

三 二 解 説

2022/12/7

(問1)

キーワード：流動動産譲渡、集合物、特定性、通常の営業の範囲内の処分、譲渡担保権
消滅

A B間の譲渡担保契約は、目的物の種類と場所と量が特定しているため有効であり、公序良俗に反することを示す事情は存在しないため、Bは担保目的に制約された所有権（流動動産譲渡担保権）を有している。

他方、転売を想定している商品については、設定者Aの営業の自由を確保するため、通常の営業の範囲内では、Bの承諾なく処分することができる権利が与えられている。本件の処分は、従来の割引限度を変更してはいるが、大量の販売のメリットもあるので、約17%引きのCへの販売は、通常の営業の範囲内にあるものと思われる。そうすると、処分は確定的に有効であり、Cが担保権の存在について悪意であっても問題はない。BはCに売却された甲については譲渡担保権（所有権）を失い、Cがその所有権を取得する。

よって、BがCに甲の返還を求めることはできない。

(問2)

キーワード：物上代位、差押え、債務不履行

判例・通説は、譲渡担保権は非典型担保権であることから、304条を類推適用して転売代金債権に対する物上代位を認める（最決平11・5・17民集53巻5号863頁・PI383）。もっとも、そのためにはCがAに支払う前に差押えを必要とするし（同条1項ただし書）、被担保債権が債務不履行になっていなければ、その実現までは求められない（養魚赤潮全滅廃業事件：最判平22・12・2民集64巻8号1990頁＝PI398が物上代位を認めたのは設定者の廃業後）。

(問3)

キーワード：通常の営業の範囲外の処分、占有改定と即時取得、後順位譲渡担保権の実行の可否

Dが残った在庫の甲を運び去ったのは、譲渡担保権の実行としてだと思われるが、そもそもDは所有権を取得できていない。Dへの後順位の譲渡担保設定は、通常の営業の範囲外の行為でもあり、Dは甲の所有権を承継取得できない。また、Bが先順位の譲渡担保権者として対抗要件もそなえているためAは無権利者であり、Dは善意無過失であっても、占有改定による引渡ししか受けていないので、即時取得もできない。さらに、仮にDが後順位の譲渡担保権を取得したとしても、先順位の譲渡担保権Bを害することになるため、Bの譲渡担保権が存在している限り、Dは譲渡担保権を実行できない（以上、ブリハマチ事件：最判平18・7・20民集60巻6号2499頁＝百I99・PI382）。